

大阪市の公園における手洗場及び水飲場設置基準

1 目的

公園の手洗場及び水飲場は、来園者が公園を快適に利用するために必要な便益施設である一方で、想定外の利用や、いたずらによる破損などの課題がある。

そこで、このような課題とともに、現在の社会状況や市民ニーズ、財政状況を踏まえ、公園管理者として、それぞれの施設の必要性や適性規模を十分に勘案し、魅力ある公園を効率的・効果的に整備していくため、手洗場および水飲場の設置基準を定めるものである。

2 適用の範囲

本基準は市が所管する公園に、公園管理者が手洗場及び水飲場を設置する場合に適用する。

3 用語の定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 手洗場 都市公園法施行令（以下、「令」という。）第5条に掲げる手洗場のことをいう。
- (2) 水飲場 令第5条に掲げる水飲場のことをいう。
- (3) 砂場 令第5条に掲げる砂場のことをいう。

4 設置の考え方

手洗場は、砂場のある公園で遊戯後の手指等の洗浄のため、設置が望ましい。

水飲場は、公園利用者の水分補給のために手洗場と併設されることが多かったが、飲料水を携行する人が増加したことから、設置しない方針とする。

5 設置の基準

- (1) 砂場のある公園においては、地元住民団体等からの要望により手洗場を設置する。
- (2) 水飲場は、設置しない。

附 則

本基準は、令和元年6月10日から適用する。